

平成25 年12 月2日

各 位

株式会社全銀電子債権ネットワーク
参加金融機関 株式会社西京銀行

残高証明書発行機能の拡充について

株式会社全銀電子債権ネットワーク（代表執行役社長 諸江 博明）は、でんさいネットサービスの利便性向上のため、平成26 年2 月24 日（月）から、定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始を予定しております。

今般の定例発行方式による残高証明書の発行サービスは、お客様の指定した基準日で定例的（毎年・毎月等）に残高証明書を発行することが可能となります。これにより、残高証明書を発行する都度申込を行う従来の方式（都度発行方式）に比べ利便性が格段に向上いたします（※1）。

また、サービス開始に先立ち、窓口金融機関において、平成26 年1 月6 日（月）から、定例発行方式による残高証明書発行の事前の請求受付を開始いたします。

株式会社全銀電子債権ネットワークでは、今後も中小企業金融の円滑化・効率化に向けて、より多くの事業者の方々に利用者登録をしていただくとともに、「でんさい」をご利用いただけるよう、参加金融機関と一体となって努力して参ります。

※1 定例発行方式による残高証明書の発行サービス内容については、別紙の「でんさいの残高証明書の発行」をご参照ください。

以 上

でんさいの残高証明書の発行



でんさいネットでは、「残高証明書」によるでんさいの確認方法として、従来の「都度発行方式」に加え、平成 26 年 2 月 24 日から「定例発行方式」の提供を予定いたしております。

「でんさい」の残高証明書の確認



開示請求に加え「残高証明書」にて、利用契約単位のでんさい残高を一覧形式により確認することができます。
残高証明書を発行する基準日の指定内容に応じて、「定例発行方式」と「都度発行方式」があり、それぞれで請求方法等が異なります。



①残高証明書の発行請求
・定例発行方式
・都度発行方式



②残高証明書の発行請求



③残高証明書の作成

③利用者が指定した宛先※への残高証明書の送付
※利用者以外の第三者（監査法人等）を指定することもできます。

残高証明書

【残高証明書】

（請求情報）
■名称・・・Y社
■決済口座・・・A銀行●支店 当座1234567
■基準日・・・2013年3月31日
（残高情報）*
■件数合計・・・10件
■残高合計・・・10,000,000円

【残高明細】*

（明細情報）
■記録番号・・・M001
■発生日・・・2013年1月31日
■支払期日・・・2013年4月30日
■債権金額・・・1,000,000円
■債務者名・・・X社

* 利用者が債権者、債務者、電子記録保証人、特別求償権者、求償権者となっているでんさいが対象となります。

<留意事項>

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
基準日指定内容	・請求日以降の定期的な日付を指定 例)2013年3月1日に、毎年3月末日を指定	・請求日以降の日付を指定 例)2013年3月1日に、2012年3月31日を指定
発行方法	・基準日に定例的に発行 例)2013年3月末日以降、毎年3月末日に発行	・基準日にのみ発行 例)2012年3月31日分のみ発行
請求方法	・窓口金融機関所定の方法 ※請求日当日を基準日として指定する請求については、窓口金融機関によって取り扱いが異なります。	・所定の様式を窓口金融機関を通じて、でんさいネットへ提供する方法
送付方法	・基準日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送。	・でんさいネットにおける請求受付日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送。
提供開始時期	平成 26 年 2 月 24 日(予定)	平成 25 年 2 月 18 日
発行手数料	・窓口金融機関所定の手数料 注)定例発行方式と異なる場合があります。	・窓口金融機関所定の手数料 注)都度発行方式と異なる場合があります。
証明書掲載基準	・残高証明書に掲載される「でんさい」は、発行基準日時点で主たる債務者による支払等記録（口座間送金決済済みの「でんさい」を除く）がされていないものとなります。 注)平成 26 年 2 月 23 日以前の日付を基準日として指定する場合、残高証明書に掲載される「でんさい」は、基準日時点で主たる債務者による支払等記録（口座間送金決済済みのでんさいを含む）がされていないものとなります。	
その他	・個別の「でんさい」の情報については、「開示請求」でも確認することができます。 ※窓口金融機関によっては、決済口座単位で支払期日や立場（債権者・債務者等）等を指定し、該当する「でんさい」の情報を一括して取得できる場合があります。	